

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、海津市水道事業（以下「発注者」という。）が発注する「AI管路劣化予測診断委託業務（以下、「本業務」という。）」に適用され、受託者（以下、「受注者」という。）が執行しなければならない事項を定めたものである。

### 第2条（業務の目的）

本業務は、水道施設の効率的な維持管理業務の実現のため、海津市が管理する全ての給配水管を対象とし、衛星画像その他必要なデータの収集・解析を行うことによって、現在あるいは将来漏水が発生する可能性（以下、漏水リスクという。）が高い管路を明らかにすることを目的とする。また、本業務の成果は音調調査計画や管路更新計画等への活用することを想定するものである。

### 第3条（業務場所）

本業務の業務場所は海津市内とする。

### 第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月10日までとする。

### 第5条（関係法令）

本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、以下の関係法令及び諸規則・基準に基づき実施すること。

- （1）水道法
- （2）水道法施工規則
- （3）労働基準法
- （4）個人情報保護法
- （5）その他関係法令

### 第6条（疑義）

業務内容について、疑義及び変更の必要性が生じた場合は、発注者、受注者相互の協議により定めるものとする。

## 第7条（秘密及び中立性の保持）

受注者は、業務上知り得たことを他に漏らしてはならない。また、受注者として常に中立的に業務を遂行し、客観的に判断しなければならない。

## 第8条（提出書類）

受注者は業務の履行にあたり下表1に示す書類を遅延なく提出しなければならない。

《表1 提出書類一覧》

提出書類	数量	提出時期	様式
業務着手届 業務主任者届 業務主任者経歴書	各1部	契約締結後7日以内	別途指示
業務計画書	1部	作業着手前	任意
打合せ記録簿	1部	随時	別途指示
業務完了届	1部	完了時	別途指示

### （1）業務着手届

受注者は、契約締結後7日以内に業務着手届を発注者に提出しなければならない。

《業務着手届の添付書類》

- （ア）業務主任者届
- （イ）業務主任者経歴書

### （2）業務計画書

受注者は業務の履行にあたり、あらかじめ以下の事項を定めた業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

《業務計画書の記入事項》

- （ア）業務概要
- （イ）業務工程表
- （ウ）業務体制表
- （エ）緊急時連絡網
- （オ）その他必要な事項

### （3）打合せ記録簿

受注者は、協議及び打合せ等を行った際には協議記録を作成し、その都度調査職員に提出しなければならない。

### （4）業務完了届

受注者は、業務が完了した日をもって業務完了届を作成し、発注者に提出しなければならない。

#### 第9条（完了検査）

受注者は、業務完了日から起算して10日以内に、発注者の完了検査を受けなければならない。また、完了検査にて訂正を指示された場合、直ちに訂正しなければならない。

#### 第10条（業務の説明責任）

受注者は、業務履行期間中及び業務完了後も、発注者から説明を求められた場合は直ちに担当職員を派遣し、これに答えなければならない。

#### 第11条（事故の防止）

受注者は、業務遂行に伴う事故等の発生を未然に防止するよう努めるとともに、労働基準法及び関係法令を遵守し、円滑に業務を行わなければならない。また、事故損害等が生じた場合の補償等に要する費用は、受託者の負担とする。

## 第2章 業務内容

#### 第12条（業務概要）

本業務は、海津市の給配水管を対象に、衛星画像データ及び管路データ、その他必要な情報を収集・解析することによって水道管路の漏水リスク判定を行うとともに、クラウド上に構築されたオンライン閲覧システムにおいて判定結果を閲覧可能な状態とし、契約期間における閲覧システムの保守・運營業務を委託するものである。

#### 第13条（業務スケジュール）

本業務の業務スケジュールは、以下のとおりとする。

(1) 漏水リスク評価の実施

契約締結日から令和8年7月31日まで

(2) オンライン閲覧システムの実装日

令和8年8月31日

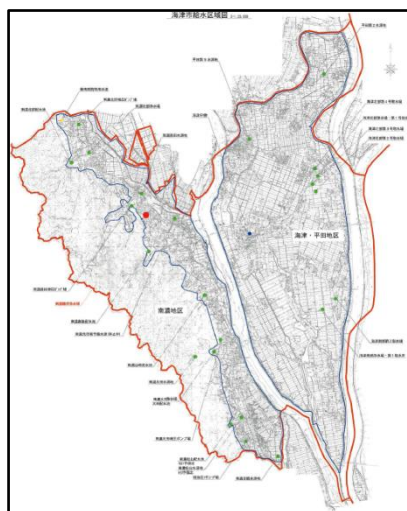
(3) オンライン閲覧システムの保守・運用期間

令和9年3月10日まで

#### 第14条（対象区域）

本業務の対象区域は海津市が管理する給水区域内の全管路とし、給水区域図を下記に示す。

《図1 給水区域図》



給水区域面積：79 km<sup>2</sup>  
管路延長：395km

#### 第15条（計画準備）

業務実施にあたり、受注者は調査職員と綿密に打合せを行い、解析に必要な資料の収集を行うこと。なお、発注者が貸与する資料は、下表2のとおりとする。

《表2 貸与資料一覧》

種別	主な形式	備考
水道管路に関する情報	Shape ファイル	管種、口径、布設年度、管路延長等
漏水実績に関する情報	紙ファイル	漏水箇所、漏水年月日（直近3カ年）
その他業務に必要な情報	任意	

#### 第16条（漏水リスクの評価）

受注者は、対象区域の給配水管路に対して発注者が貸与した水道管路情報や漏水実績情報その他必要なオープンデータ及び人工衛星から取得したデータを解析し、対象区域内の全ての管路に対し、漏水リスクを評価するものとする。

##### （1）人工衛星データの取得

対象区域内を網羅した人工衛星データを1種類以上用いること。また、可能な限り最新のデータを使用すること。

##### （2）漏水リスクの評価手法

人工衛星から取得した情報と水道管路情報その他解析に必要な情報と組み合わせて、機械学習（AI）を活用してリスク評価（5段階以上）すること。リスク評価に当たり降雪・着雪期を含めた市内全域を評価できるリスク手法を用いること。

(3) 漏水リスクの判定単位

漏水リスクを判定する単位は、受注者の解析手法に基づき定めるものとする。

(4) 利用するデータ及び漏水リスク評価手法（アルゴリズム）について

受注者は、人工衛星データを含む各種データの提供元情報、漏水リスク評価手法について、開示することによって会社に不利益が発生する恐れがある場合は、発注者に開示する義務を負わないものとする。

第17条（オンライン閲覧システム）

受注者は、漏水リスク評価結果を水道管路情報と重ね合わせて確認できるオンライン閲覧システムを用意し、契約期間中のシステム保守・運用を行うこと。また、システム保守・運用にかかる全ての費用は受注者が負担すること。

第18条（オンライン閲覧システムの要件）

本業務で利用するオンライン閲覧システムの要件を以下に示す。

(1) 閲覧システムに表示する基本事項

- (ア) 発注者が提供する水道管路情報
- (イ) 漏水リスク評価結果を示すレイヤー
- (ウ) 背景地図（住所文字列で地図を移動できること）

(2) データ出力

画像ファイル（JPEG, BMP, PNG）又はPDFで出力できるものであること。

(3) アカウント数

10アカウントとする。

(4) 維持管理情報

漏水地点のナレッジ情報を登録・管理できるものであること。

(5) 運用期間

令和8年8月31日から令和9年3月10日まで

第19条（成果品）

本業務において提出する成果品は以下のとおりとする。

(1) 業務委託報告書（任意様式・A4版）・・・1部

(2) 電子データ（CD・DVD等）・・・・・・・・1式  
（報告書の電子データ等）

(3) その他調査職員が指示するもの・・・・・・・・1式